

改正

昭和55年12月20日条例第39号

平成5年3月27日条例第9号

平成9年3月31日条例第38号

平成25年3月25日条例第38号

旭川市民文化会館条例

(設置)

第1条 本市は、市民の文化及び教養の向上を図るため、旭川市民文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、旭川市7条通9丁目とする。

2 会館に別館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

旭川市公会堂 旭川市常磐公園

(事業)

第3条 会館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術、芸能その他文化に関する鑑賞会、発表会、講演会、大会、式典、会議、その他集会のために会館を市民の利用に供すること。
- (2) 各種の公演、展示等を企画し、実施すること。

(使用の承認等)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも同様とする。

2 次の各号の一に該当すると認められた場合は、会館の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 会館の管理運営上支障があるとき。
- (3) その他委員会が使用を不相当と認めたとき。

3 委員会は、第1項の承認を与える場合において会館の管理上必要があると認められたときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 会館の使用料は、別表に定めるところにより徴収する。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 会館備付物件の使用料は、委員会が別に定める。

(使用料の納入)

第6条 使用料は、第4条第1項の規定による使用の承認を受けた時に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又は市内に所在する文化団体で市長が認めたものが使用しようとするときは、市長は、使用料の納入期日を別に定めることができる。

(使用期間)

第7条 会館は、引き続き5日（展示室にあつては10日）を超えて使用し、又は定期的曜日若しくは日時を指定して独占的に使用することはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(設備の承認)

第8条 第4条第1項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が特別の設備又は備付物件以外の物件を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用期間中、会館、設備及び器具等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 使用者は、その使用が終つたとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用の場所を使用前の状態にもどさなければならない。

3 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者は、会館、設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(使用承認の取消等)

第12条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、その使用条件を変更し、若しくは使

用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあつても市は、その責を負わない。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなつたとき。

(2) 使用者が別に定める期日までに使用の取消しを申し出たとき。

(運営審議会)

第14条 会館の運営等に関して委員会の諮問に応ずるため、旭川市民文化会館運営審議会を設置する。

2 前項の審議会に委員15人を置く。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和50年2月2日から施行する。

2 この条例の施行の際、既になされた使用承認の申込みは、第4条第1項の規定によつてなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、既に旭川市公会堂条例（昭和33年旭川市条例第28号）の規定に基づき納入された使用料については、第5条の規定による使用料の内払とみなす。

4 旭川市公会堂条例は、廃止する。

附 則（昭和55年12月20日条例第39号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和56年1月規則第2号で、同56年1月14日から施行）

附 則（平成5年3月27日条例第9号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市民文化会館条例別表の規定は、平成6年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第38号）

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（平成10年3月教委規則第5号で、同10年

4月1日から施行)

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市民文化会館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年 3 月25日条例第38号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表

会館使用料

種別	区分				摘要	
	午前	午後	夜間	全日		
	9時～ 12時	13時～ 16時30分	17時30分 ～21時	9時～ 21時		
大ホール	平日	円 14,700	円 27,300	円 36,750	円 70,350	入場料等を徴収する場合で、入 場料等が1,000円を超え2,000円 以下のものにあつては10割増、 2,000円を超え3,000円以下のも のにあつては20割増、3,000円を 超えるものにあつては30割増と する。
	土曜日					
	日曜日	19,950	32,550	42,000	85,050	
	休日					
小ホール	平日	5,250	9,450	11,550	23,100	入場料等を徴収する場合にあ つては、5割増とする。
	土曜日					
	日曜日	7,350	10,500	13,650	27,300	
	休日					
大会議室		4,830	5,460	6,820	13,650	
第1会議室		730	840	940	2,100	
第2会議室		2,100	2,730	3,460	6,820	
第3会議室		1,050	1,360	2,100	3,460	
第4会議室		2,100	2,730	3,460	6,820	
第5会議室		1,050	1,360	2,100	3,460	
和室		1,360	1,680	2,410	4,090	
和室(舞台)		840	1,050	1,680	2,730	

リハーサル室			1,360	1,570	1,990	3,990	
第1楽屋			1,360	1,360	1,360	3,250	大ホールを使用する場合にあつては、無料とする。
第2楽屋			730	730	730	1,780	
第3楽屋			730	730	730	1,780	
第4楽屋			840	840	840	2,100	
第5楽屋			730	730	730	1,780	
第6楽屋			420	420	420	1,050	
第7楽屋			1,360	1,360	1,360	3,250	
展示室						12,270	3区分にして使用する場合にあつては、1区分につき3分の1の額とする。
公会堂	ホール	平日	6,300	10,500	18,900	33,600	入場料等を徴収する場合で、入場料等が1,000円を超え2,000円以下のものにあつては10割増、2,000円を超え3,000円以下のものにあつては20割増、3,000円を超えるものにあつては30割増とする。
		土曜日					
		日曜日	9,450	13,650	23,100	42,000	
	休日						
	多目的室1		840	1,260	1,260	2,410	
	多目的室2		310	420	420	840	
	楽屋3		460	700	700	1,340	

備考

- 1 委員会は、会館の運営に支障がないと認めたときは、使用時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間未満のときは1時間とする。）につき、使用の承認を受けた区分の使用料の3割とする。

- 2 冷暖房料については、委員会が別に定める額を徴収する。
- 3 ステージのみを使用する場合の使用料は、ホールの使用料の5割以内で委員会がその都度定める額を徴収する。
- 4 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。